



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | ”King’s clerks”に関する二つの試論                                                          |
| Author(s)        | 東出, 功                                                                             |
| Citation         | 北海道大学人文科学論集, 9, 1-31                                                              |
| Issue Date       | 1972-12-08                                                                        |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/34302">https://hdl.handle.net/2115/34302</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | 9_P1-31.pdf                                                                       |



## ‘King’s clerks’ に関する二つの試論

東 出 功

### は じ め に

イギリスの宮廷の財政記録である *Pipe Rolls* の中に、われわれは、次の記述を見ることが出来る。

(A) “Et in camera curie Ricardo Britoni clerico regis .xl. m. per breve regis…….”<sup>(1)</sup>

これは、くノリ二世の治世の二三年目（一七六／七七）のものである。この記録からわれわれは、当時 Ricardus Britoni（あるいは Richard le Breton, Richard the Breton）という名の ‘clericus regis’ がいたのを知ることが出来る。そして文面では、‘in camera regis’（「宮廷財務室において」）‘per breve regis’（「国王の令状によって」）四〇マークの納付がおこなわれることになっている。文面に ‘Ricardo Britoni clerico regis’ とあるのは、‘clericus regis’ である Ricardus Britoni という人物が、この収納事務の担当者であることを示している。さらにくノリ二世の治世二七年目の記録には、‘Hawisa de Gurnai redd. comp. de .l. m. et de .ij. m. auri pro dote sua in Horsinton’ per rotulum Ricardi Briton’<sup>(2)</sup> とある。この ‘per rotulum Ricardi Briton’ という部分から Ricardus が何らかの帳簿（rotulus—roll）の作成を担当していたと推定される<sup>(3)</sup>。

(1) *Pipe Rolls*, 23 Hen. II (1176/77), p. 166. この史料には、T・F・タウトも言及している。cf. T. F. TOUT, *Chapters in the Administrative History of Mediaeval England*, Manchester, 1920-33, I, 113 n. 3; 117 n.

(2) *Pipe, 27 Hen. II, p. 9.*

(3) *TOUT, Chapters, I, 108 n. 4.* なおこの注の中で、タウトは、Ricardus が 'king's clerk' であったとして、史料の所在を *Pipe, 23 Hen. II, p. 163* と指示している。しかしこの史料のこのページには、Ricardus に関する記述は見あたらない。これは、前記の注(1)の史料のことをいっただけのものとおもわれ、*p. 163* とは、*p. 166* のあやまりであろう。

本稿の標題にある 'king's clerk' とは、前記の 'clericus regis' の訳語である。そして 'clericus regis' あるいは 'king's clerk' (以下KCと略記)とは、国王の配下のある種の官僚が帯びた称号である。この称号は、のちに少しくたち入って考察されるように、中世後期の数世紀間にわたって、各種の史料から数多く検出される。筆者はかつて、この称号をもつ官僚群について、大まかな素描をこころみただけである。<sup>(4)</sup>「封建制から官僚制へ——イギリス」という小論がそれである。

(4) 「歴史教育」一三の六、一九六五。

しかしこれは、掲載誌の性格による制約もあって、はなはだ不備な素描におわってしまった。この素描が不備であった理由としては、ほかに、イギリスやアメリカなどでのKC研究が当時さほどすすんでいなかった、という事実があげられよう。そしてさらに、筆者自身の史料調査が、当時はまだほんのはじまったばかりであった、という事情もあった。

ところでKCの 'clerk' とは、一般に聖職者を意味する、と考えられている。筆者もまた、前記の小論においてKCの 'clerk' とは、聖職者であると考えた。そしてまた、このKCたちの活動分野は、多方面にわたっていた。<sup>(5)</sup>しかもその職分は、ひとことではいえない、書記というにふさわしい、と考えられた。それゆえ前記の小論では、KCということばに、かりに「国王書記僧」という訳語が与えられた。<sup>(6)</sup>

(5) 彼らの活動分野の詳細については、他日、別稿で検討したい。さしあたりは、前掲拙稿(七〇頁)を参照されたい。

(6) 同、六八頁。なお、カトリックの聖職者を「僧」とよぶのはふさわしくない、という意見がある。とすれば、「國王書記聖職者」とでも訳すべきであつたかも知れない。あるいは大同小異ながらも「國王官僚聖職者」とでも訳すべきであつたかも知れない。

では本稿は、KCのどのような側面に関する試論であるのか。この試論の第一の課題は、KCの存在が史料から確認される時代の範囲を見とける作業である。この時代の範囲については、すでに前記の小論においても概略が語られている。それは前述の通り、大まかには中世後期の数世紀間にまたがっている。本稿ではまず、この時代の範囲について、筆者自身のその後の史料調査の結果にそくして、当面の試論がのべられる。本稿の第一節がそれである。

第二の課題は、KCが一般に聖職者の身分に属する、といわれるのは、どの程度に確実であるか、という問題の検証である。この点については、前記の小論においては、まったく自明のこととして、とくに疑問視されることがなかった。「國王書記僧」という訳語は、このような認識を前提として、はじめて可能であつた、といわなくてはならない。しかし筆者自身のその後の史料調査の結果からすると、この点も念のため検証しておいた方がよい、という印象をまぬかれない。なるほどKCたちの多くは、聖職者であることが史料からたしかめられる。しかし聖職者か否か、確実なところ立証のできないKCが存在することも否定できないのである。それゆえ本稿の第二節は、この問題の検証にあてられる。

このように、本稿であつかわれる問題の範囲は、きわめてかぎられている。筆者自身の関心は、本稿を出発点として、今後さらに多面的にKCの画像を描きだし、中世国制史上におけるKCの位置づけを吟味することにある。その意味で、本稿は、KC研究から中世国制史に接近するための第一着手である。

とすればここで、KC研究が中世国制史の研究にとってどのような意義をもつか、という点について、筆者なりの展望をのべておくのが適切であろう。

前記の小論の標題のように、「封建制から官僚制へ」といえば、封建制のもとには官僚制が存在しなかつた、とい

う印象がまぬかれない。官僚制が封建制に対比されて語られるとき、その官僚制とは、近代の官僚制である。それは、M・ウェーバーが定式化しているような、近代の „Bürokratie“ や „Beamtentum“ である。<sup>(8)</sup> 封建制のもとには、なるほどこのような意味での官僚制は、存在しない、といえるかも知れない。いいかえると、近代の官僚制が成立することによって、中世の封建制が克服された、というのは、それなりに正しい、といえるかも知れない。

(7) 封建制ということばの定義が論者によって一定しないことは、周知の事実である。本稿で封建制ということばが用いられるとき、それは「封主と封臣関係によって形づくられる政治機構、あるいは国制」という意味である。拙稿「十四・十五世紀のヨーロッパ諸国——イギリス」(岩波講座「世界歴史」11、中世5、中世ヨーロッパ世界Ⅲ、一九七〇、所収)一七二頁参照。

(8) M. WEBER, *Wirtschaft und Gesellschaft*, Kap. IX, *Soziologie der Herrschaft*, 1956, S. 559f. —— マックス・ウェーバー(世良晃志郎)「支配の社会学」I、昭35、六〇頁以下。

しかしそこからして、封建制のもとには、いかなる官僚群も存在しなかった、というならば、それは事実に反する。封建制のもとでは、封主である国王は、封臣である貴族に官職を与えた。その官職は、知行として与えられた。あるいは、貴族の領地・領民に対する事実上の支配権が、国王から知行として、官職として認められた、ともいえる。この点からすると、貴族も官僚であった、といえるのである。しかし本稿で問題とする官僚とは、このような貴族をいうものではない。貴族が領地・領民に対しておこなう行政は、*seigniorial administration* とよばれ、国王の行政すなわち *royal administration* とは区別されることがある。貴族は貴族で、この *seigniorial administration* を遂行するために、自分の配下の官僚群に依存した。本稿であつかわれる官僚とは、国王が *royal administration* を遂行するために依存しなくてはならなかった官僚である。国王の行政を担当する官僚については、わが国でも今日では、たとえば小山貞夫氏によって紹介されている。小山氏の研究は、*sheriff*、*coroner*、*justice of the peace* ならびに *escheator* というふうに、いわば職種別の研究であった。<sup>(9)</sup> 本稿では、特定の職種ではなくて、むしろ身分

があつかわれる。KCとは、特定の職種ではなくて、数多くの職種に実務担当者を送り出した身分である。<sup>(10)</sup> 筆者の関心は、当面このKCに集中しているが、KC研究は、この身分という観点から王権の権力基盤をさぐる意図をもつものである。

(9) 小山貞夫「中世イギリスの地方行政」昭43。および、同「十四世紀のエスチーター」(イギリス中世史研究会編「イギリス封建社会の研究」昭45、所収)。なお後者については拙稿書評(『史林』53/4、一九七〇、一二七頁)がある。

(10) 前掲拙稿「封建制から官僚制へ」六八頁以下。

さらに、城戸毅氏は、「中世末期イギリスにおける中央行政機関への俗人の進出について」という論文を発表しておられる。城戸氏によれば、「西欧における中世から近代への過渡期の大きな問題の一つに『世俗化 (secularization) 又は laicization)』という語で表現しうる一連の現象が数えられる。」それは一面においては、「クリスト教の世俗化」であり、他面では、「政治の世俗化、国家の世俗化」であるという。「イギリス史の上ではこうした国家の世俗化は一六世紀のイギリス国教会の成立から一七世紀のイギリス革命の時代にかけて起るが、これを準備しつつこれと並行し或いはややこれに先行して統治手段の世俗化、即ち行政機関の世俗化というかたちでより狭義の国家の世俗化が進行していた。行政機関の世俗化とは、それまで教会に属する聖職者の一群が専ら担っていた国家の行政職務に俗人が進出し、聖職者と交替するに到ったことをさす」。<sup>(11)</sup>

(11) 「史学雑誌」76/10、昭42、一〇二頁。

城戸氏のこの指摘は、間接的にKC研究の意義を語っているもの、といってもよい。城戸氏の関心が「世俗化」の過程の解明にあるのに対して筆者自身の関心は、いわばこの「世俗化」の前史の解明にある。KC研究は、筆者の意図では、中世国制史の研究にとってこのような意義をもつものであり、本稿は、すでにのべたように、このKC研究の第一着手である。

以下、この節では、第一の試論として、KCの存在が史料から確認できる時代の範囲について、現段階での所見をのべておこう。

筆者は以前、KCについて、「筆者の知る最古の例は一一七六／七七年のもので、これはまた十二世紀に関する唯一の例である」とのべておいた。<sup>(12)</sup>この指摘は、前記の史料(A)の Ricardus Britoni を念頭においたもので、Ricardusの存在は、タウトの示唆によつて知ったものである。タウトの一連の著書の中で、Ricardus は、KCとして人名があげられている最古の例である。しかしタウト自身は、とくにこの Ricardus が史料によつて確認できる最古のKCである、と明言しているのではない。Ricardus の名は、たとえば、Ch・プティ・デュタイイとG・ルフェールとの共著<sup>(13)</sup>にもあがっている。しかしこの共著もまた、Ricardus については、タウトを祖述しているだけで、KCの上限については、何ごとも語っていない。タウト以外の著者についても、筆者はまだ、KCの上限について、明示的に言及している文献に接していない。それゆえ、KCの上限を厳密に確認するためには、あらためて直接に史料を精査しなくてはならないのである。Ricardus の名は、すでにのべたように、*Pipe Rolls* から知られた。したがって調査はまず、この *Pipe Rolls* からはじめるべきであろう。しかし筆者自身の関心の中心は、かならずしもこの上限をつきとめることにはなく、*Pipe Rolls* の検討も、ほとんどはじまったばかりというにひとしい。

(12) 前掲拙稿「封建制から官僚制へ」六九頁。

(13) CH. PETIT-DUTAILLIS & G. LEBEVRE. *Studies and Notes Supplementary to Stubbs' Constitutional History*, Manchester, 1930, p. 383.

さらに筆者は、この Ricardus について、前記の通り、「これはまた十二世紀に関する唯一の例である」と述べてお

いた。この点については、ここでひとこと補足しておかなくてはならない。Ricardus は、史料が 'clericus regis' と明記しているものとしては、現在もなお、たしかに筆者にわかっている最古の例である。しかし、史料の他の表現から、KC であると推定される事例は、同じ十二世紀に関してほかにもある。やはり *Pipe Rolls* の中に、次のような記述がある。

(B) "Et Osb[er]to cl[er]ico de Cam[er]a et Cam[er]ariis Regis .cc. li. ad portand[um] c[um] Rege q[ua]ndo rediit ab Hib[er]n[ia] p[er] br[eue] R[egis]."<sup>(14)</sup> (一一七一／七二年)

(C) "Et Goscelino archidiacono Cycestrie<sup>\*</sup> et Osberto clerico de Camera et Waltero Map quos rex misit ad dominum Papam .lx. m. per idem breve."<sup>(15)</sup> (一一七七／七八年)

これら二片の史料から、われわれは、Osbertus という宮廷財務室づきの 'clericus' (chamber clerk) がいたのを知ることができる。そしてこの Osbertus は、他の史料に出てくる Osbernus と同一人と見なされている<sup>(16)</sup>。しかもタウトによれば、十二世紀後半の年代記作者 Gervase of Canterbury は、この人物について "magister Osbernus, clericus noster de camera nostra." と書いている、という<sup>(17)</sup>。この記述を先の (B)・(C) 二片と比較すれば、'camera nostra' は 'camera regis' と読みかえることができる。その結果、'clericus noster' も 'clericus regis' と読みかえられることになる。なお、(B) の史料からは、Osbertus の役割が、Ricardus Britoni と同様に、宮廷財務室で収納事務を担当することにあつた、ということがわかる。

(14) *Pipe*, 18 Hen. II, p. 87, なお〔 〕内の文字は、省略表記法をとっている原文にタウトが補足したもの。cf. TOUT, *Chapters*, I, 118 n. 1.

(15) *Pipe*, 24 Hen. II, p. 106. なお \* 印の Cycestrie を、タウトは Cycestrae と書いている。cf. TOUT, *op. cit.*, loc. cit. n. 3. ちなみに Cycestria とは、現在の Chichester。

(16) *Ibid.*, loc. cit.

(17) *Ibid.*, loc. cit.

このように考えて、OsbertusをもKCであると見なすならば、われわれは、Ricardus Britoniと同じこと<sup>(17)</sup>もう一人のKCの存在を知ったことになる。では彼ら以前にKCは存在しなかったのか、という点になると、いくつかの推定は可能であるが、さしあたってはこれを不問にしておきたい。

ついで十三世紀に入ると、KCと確認される事例は、しだいにその数を増してくる。たとえば、Hugh of Wellsは、一二〇四年から国王の印章を掌管する職 (keeper of the king's seal) にあり、一二〇九年にはリンカン司教となっている。タウトは、彼をKCであったとしているが、KCであった時期については言及がな<sup>(18)</sup>う。Hughは、一二三年に死んでいる。また王室の財政をあつかった役所の一つに、よく知られるように wardrobe (garderoba) があった。これは、字義通りには衣装部屋あるいは納戸を意味するものである。これの歴代の長官 (keepers) のうち、一二一八年に就任した Peter des Rivaux と、一二二二年に彼の同役となった Walter of Brackley とは、いずれもKCであるとみられる。すなわち、タウトによれば、彼ら二人は、一二二三年の史料の中<sup>(19)</sup>に、'clerci nostri de garderoba nostra' と記されている<sup>(19)</sup>。Walter Kirkham は、一二二四年以降、前記の Brackley の同役に就任する。この Kirkham も、一二三六年の史料から、KCであることが知られる<sup>(20)</sup>。そして、Peter of Aigueblancheは、一二四〇年に、Peter Chacepore は、その翌年から、やはりこの役所の長官に就任している。Aigueblancheはサヴォア出身の、また Chacepore はボワト<sup>(21)</sup>出身の顯臣であるが、この二人もまたKCであったことが知られる<sup>(21)</sup>。

(18) TOUT, *Chapters*, I, 167 n. 1.

(19) *Ibid.*, p. 190.

(20) *Ibid.*, p. 246.

(21) *Ibid.*, pp. 260ff. cf. *Close Rolls*, 24 Hen. III, p. 176. "..... Magistrum Petrum de Aqua Blanca, Arraldum de Sancto Romano, Magistrum Walterum de Dya, Guydonem de Ruscillun, Magistrum Johannem de Dya, Magistrum de Esteylond,

H. archidiaconum Wintoniensem, L. archidiaconum Surr', Johanem de la Herte, Henricum de Berneval, J. de Stayland', Petrum Chacepore, <sup>\*\*</sup>Bertardum de Valencia, Americum de Roches, Magistrum Willelmum le Brun, W. de Pless, Selmo' (sic) de Crest, Magistrum Arte, et W. de Poyia, clericos nostros, .....” 以上一九名の 'clericus nostri' の中に\*の Petrus de Aqua Blanca (Peter of Aigueblanche) と\*\*の Petrus Chacepore (Peter Chacepore) との名があげられている。なお Peter Chacepore がMCであることは、次節の注(23)の史料からわかる。

十三世紀後半以降になると、史料から確認されるKCの数は、さらに増大する。たとえばG・P・カティノウは、*Calendar of Chancery Warrants, 1244-1326* だけから、一三五人のKCを検出できるといっている。<sup>(22)</sup>そしてさらに彼は 'Calendar of Close Rolls と Calendar of Patent Rolls' とを全ページにわたって精査すれば、エドワード一世の治世(一二七二—一三〇七年)だけで、一五〇〇人に近いKCが検出されるであらう、と推定している。<sup>(23)</sup>この推定の当否については、筆者は今のところ判定の用意をもたない。

(22) G. P. CUTTINO, "King's Clerks and the Community of the Realm," (in 'Medieval Representation in Theory and Practice': «Études présentées à la Commission Internationale pour l'Histoire des Assemblées d'États» XVII), *SPECULUM*, XXIX, 1954, p. 396. なおこの論文の筆者 Cuttino を前掲拙稿「封建制から官僚制へ」ではクマティーンとついていたが、これはカティノウと訂正されなくてはならない点である。

(23) *Ibid.*, p. 403.

KCの実数については、なるほど今後の調査をまたなくてはならない。しかし、ヘンリ三世の治世がすすむにつれて、KCについて確認できる史料が増加することはたしかである。M・パウイクは、国王の 'hospicium' (household) におけるKCの重要性にふれ、それは「ヘンリ三世の治世においてきわめて明白になり、彼らの多くは、ひきつづきその息子にも仕えた」と<sup>(24)</sup>いっている。その息子とは、いうまでもなくエドワード一世である。

(24) M. POWICKE, *The Thirteenth Century, 1216-1307* (The Oxford History of England, vol. 4), Oxford, 1953, p. 340.

では、KCが史料から検出できる下限はいつごろであろうか。この点についても、筆者の調査はなお未完である、といわなくてはならない。それゆえ、以下にのべることは、あくまでも当面の試論であり、中間報告である。

筆者自身は、ヘンリ七世の治世後半に関して、*Calendar of Patent Rolls, Hen. VII, vol. 2, 1494-1509* から次の二二名のKCを検出した。

Master Henry Aynesworth (*Ibid.*, p. 272), Master William Barons (p. 262), Master Christopher Baynbrig (pp. 387, 566), Ralph Bradbury (p. 267), Henry Carnebull (p. 394), Master Thomas Dalby (p. 566), John Dey (p. 204), John Eccleston (p. 451), John Ednam (p. 110), Christopher Fysher (p. 202), Richard Gresham (p. 124), Master Thomas Hobbes (p. 268), Roger Lupton (p. 468), Richard Mayew (p. 108), Master Peter Penne (p. 167), Master Robert Shirbourn (pp. 237, 418), Geoffrey Simeon (p. 268), Richard Thornton (p. 495), Master Edward Underwode (p. 10), Master William Warham (p. 215), Robert West (p. 495), Thomas Wilkinson (p. 340).

次のヘンリ八世の治世に関しては、まだ筆者自身の調査がおよんでいない。その次のエドワード六世の治世については、同じ、*Calendar of Patent Rolls* の第一巻から第三巻までの調査がおわった。そしてこれら三巻から、現在まで一名のKCも検出できなかった。この事実は、どのように解釈されるべきであろうか。ヘンリ七世の第二巻だけから二二名のKCが検出できたことからすると、巻数の上からは、エドワード六世の前記の三巻から六〇名前後のKCが検出できても不自然ではない。また巻数ではなくて、年数の上で比較するとどうか。ヘンリ七世の治世については、第二巻だけで一五年間（一四九四—一五〇九年）があつかわれているのに対して、エドワード六世の方は、三巻で四年分（一五四七—一五一年）にしかない。しかしこのことから、検出できるKCの数が一五分の四に減少してよい、ということにはならない。むしろ *Calendar of Patent Rolls* に関するかぎり、エドワードの治世は、ヘン

リの治世にくらべて、記録の密度が飛躍的に高まっているのである。わずか四年分に、三巻があてられているのである。記録がこれほど豊富になっているのに、KCが一名も検出されないものである。とはいえ、一つの可能性としては、この間に書式が変わったということも考えられなくはない。すなわち、KCが事実上存在していても、これをKCと明示しなくなった、と考えられなくもない。いずれにせよ、KCの消滅を立証するためには、ヘンリ七世とエドワード六世との間に介在するヘンリ八世の治世に関する史料調査が、今後の課題として残った、といわなくてはならない。さらにエドワード六世の死後、すなわちメアリ以降についても、史料の検討が必要であらう。したがって筆者は、以上の事実を、現在までの調査結果として報告するのであって、このことによって、KCの消滅が立証された、というつもりはない。

なお、KCの存在証明の問題に関連して、われわれは、M・ハウエル<sup>25)</sup>の次の指摘に注目しなくてはならない。これは、KCが聖職禄(breband)への推挙をうけるときの国王令状(writ of presentation)についていわれたものである。「KCの氏名かも知れない氏名が、KCの氏名として、いつも確認可能であるとはかぎらない。その理由は、推挙令状の中で、候補者の氏名のあとに、KCと付記する書式が一般化するのは、ようやくエドワード一世の治世のことであるから、そしてさらにそれが一般化するのには、エドワード二世の治世のことであるからにはかならない。」<sup>(26)</sup>こうした事情は、あなたがち聖職禄への推挙令状にかぎったことではない。また、エドワード二世以降についても、ほかの史料からKCであることが確認される人物が、単に'clerk'とだけ書かれ、あるいは'clerk'とすら書かれないう、ということが皆無ではない。それゆえ、史料からKCであることが確認される人物は、当然のことながら、実際にKCであった人物のすべてではない。そして本節であつかったKCは、あくまでも史料から確認可能なKCであつた。

(25) M. HOWELL, *Regalian Right in Medieval England*, London, 1962, p. 172 n. 4.

第二の試論は、KCが一般に聖職者の身分に属する、といわれるのは、どの程度に確実であるか、という問題について吟味したものである。

カティノウによれば、KCとは、国王の行政に関与した聖職者のうちで、特殊なジャンルに属するものが帯びた称号 (title) である、という。カティノウはいう。「一見したところその称号は、領主の行政 (seigniorial administration) に対比されるものの、国王の行政 (royal administration) の分野における、すべての聖職者 (clerics) に対して、ほとんど無差別的に与えられているようにみえる」<sup>(26)</sup>

(26) CUTTINO, *op. cit.*, p. 396.

「しかしながら——とカティノウはつづける——より入念な分析の示唆するところによれば、そこでは、国王への奉仕 (king's service) における、ある特定の位 (grade) が、すなわちその資格を証明し、功なり名をとげたものに対して、一種の役職の免許 (official imprimatur)\* として留保される位が問われている。このような人物は、きわめてしばしば、彼の配下に、さらに 'clerk' を、数名のそれをもつが、後者は通常、'his clerks' とよばれはするものの、'king's clerks' とはよばれない。これを要するに、中世の職人の世界にアナロジーをもとめるならば、'king's clerk' の称号は、徒弟期間を終了して、親方職人 (master craftsman) になる途上にあるものに適用される。またもし、'king's clerk' を他の一切の 'clerk' から区別したものは何かということを厳密に問題にするならば、'king's clerk' とは、彼の生計を維持するための何らかの下賜 (grant) を、国王から規則的に受けるものである、ということになる。その下賜とは、比較的に早い時期には、通例、貨幣もしくは、現物の形での手当である。それはのちに……通常、夏用と冬用との官服のための手当にすぎない」<sup>(27)</sup>

(27) *Ibid.*, loc. cit. 引用文中の\*印の斜体表記は、カティノウ自身によるものである。

カティノウの定義は、あえて整理すれば、次の二点に要約できるのではなからうか。

第一に、KCとは、国王の行政に関与した人材の中でも、聖職者である点で、俗人の行政官僚とは区別される。

第二に、KCとは、聖職者の中でも、国王から下賜を受ける点で、これを受けない聖職者から区別される。

この二点のうち、第二の点については、別に稿をあらためて考察することとして、本稿の本節では、カティノウの定義の第一点にかぎって検討されることになる。

実は、KCが聖職者である、ということについては、タウトもカティノウも、さらにほかの研究者も、ほとんど自明のこととしていのである。タウトはKCの定義としては、カティノウほどはつきりした見解を示していないが、それでもさまざまな文脈の中で次のようにいっている。

たとえばKCとは、「国王の‘household’およびその‘public service’の分野でつかわれた聖職者(ecclesiastics)」であった、という。またタウトは、エドワード一世の治世に関して、「当時、王権にかかわる仕事のうちで比較的責任の重い仕事に最大の関与をしたKCの二つのグループは、‘clerks of the wardrobe’<sup>(28)</sup>と‘clerks of the chancery’<sup>(29)</sup>とであった」という。そしてそのうちの後者、すなわち大法官府(chancery)については、少なくともその長官、すなわち大法官(chancellor)には、十四世紀以来すでに、騎士身分の、つまり俗人の長官の名が見うけられる<sup>(30)</sup>。しかし大法官府それ自体は、それ以後も聖職者の領分であって、「俗人の‘chancery clerk’なるものだけは、テューダ朝とともに出現した<sup>(31)</sup>」といわれている。テューダ朝になって俗人の‘chancery clerk’が出現したとき、彼ら俗人は、もはやKCとはよばれなかったのであろうか。この疑問に関して、さしあたりは回答を留保しておく方が適切であろう。

(28) TOUT, “John of Halton, Bishop of Carlisle,” in *The Collected Papers of Thomas Frederic Tout*, Manchester, 1934,

II, 135.

(29) ditto, *Chapters*, II, 10.

(30) F. M. POWICKE & E. B. FRYDE (ed.), *Handbook of British Chronology*, 2nd ed., London, 1961, p. 84.

(31) TOUT, "Some Conflicting Tendencies in English Administrative History during the Fourteenth Century," in *Collected Papers*, III, 211.

疑問は、ほかの点からもおこってくる。すなわち、'clerk'の語源は、なるほど聖職者を意味する 'clericus' であろうが、'clerk' とは、今日では、排他的に聖職者である、とはかぎらない。それは周知の通り、書記・事務員・店員の意味でも用いられる。したがって、KCが聖職者にかぎられる、ということは、それ自体が証明を要することといわなくてはならない。すでにのべたように、この点に関して、タウトもカティノウも、まったくといってよいほど疑問視していない。前掲の拙稿小論でも、このことは、あたかも自明のこととされ、KCは「国王書記僧」と訳された。しかしこのたびの試論の序節でも予告したように、KCの中には、聖職者か否か、実のところ立証不能なKCがいることも事実である。以下は、いくつかのまぎらわしい事例の吟味である。

まぎらわしい事例のはじめとして、'Sir'の称号をもったKCをとりあげよう。'Sir'の称号をもっている、ということは、一見したところ、その人物が俗人であるかのような印象を与える。

カティノウは、'Sir'の称号をもったKCの例として、Sir John of Berwickの名をあげている。しかしこの Sir John は、<sup>(32)</sup> ままの聖職者を、国王からの報酬として受領していることからして、疑いもなく教会に籍をもっていたのである。この人物にもなんでカティノウは解説している。「'Sir' ということばは、刊本の calendars 中で、記録原本 (original rolls) にあつた dominus の訳語として用いられているものである。」刊本の calendars とは、*Calendar of Chancery Warrants, Calendar of Charter Rolls, Calendar of Close Rolls, Calendar of Fine Rolls, Calendar of Patent Rolls* などの一連の現代語訳史料集をさしている。そして「dominus とはかならずし

も *miles* (=knight—筆者) を意味するものではないので、KCにこれが用いられているはあっても、騎士身分が否か疑問とするにあたらない<sup>(32)</sup>のである。カライノウは、同じような例として、Sir William Hamilton の名もあげている<sup>(33)</sup>。

(32) CUTTINO, *op. cit.*, p. 398. なお Sir John の聖職者については *Ibid.*, loc. cit. n. 21.

(33) *Ibid.*, p. 399 n. 22.

(34) *Ibid.*, p. 401.

‘Sir’の称号が聖職者にも用いられることについては、筆者自身も、次の史料から確認している。

(D) “……Witnesses: Sir John de Wedon, Sir Richard de la Vache, knights; Sir John de Kirkeby, Sir Robert de Ludham, Sir William de Hamelton, Sir Robert de Scardeburg, Master Walter de la Mare, Master Henry Sampson, Sir Hugh de Gernemuta, clerks; Adam……” (*Cal. Cl. R.*, 1272-1279, p. 111.)

(E) “……Witnesses: Sir Walter de Merton, then *chancellor*; John de Kyrkeby; William de Middleton, William de Hamelton;……” (*Ibid.*, p. 120.)

(F) “……Witnesses: Sir Robert de Kylwardeby, archbishop of Canterbury,……Sir John de Kyrkeby, then the king's clerk, William de Hamelton.” (*Ibid.*, p. 342.)

(G) “……Witnesses: Sir Robert Honel, Sir William de Calthorp, Sir William de Nerford, Sir William de Stanon, Sir Robert de Boys, Sir Thomas de Ikeworth, knights; Sir John de Kyrkeby, Sir William de Hamelton, Master Walter de Cakthorp.” (*Ibid.*, p. 415.)

(H) “……Witnesses: Sir Hugh son of Otto, Sir Robert Honel, Sir William de Nereford, Sir Robert de Boys, and Sir Thomas de Ikeworth, knights; Sir John Kirkeby, Master Walter de Calthorp, William de Hamelton.”

(*Ibid.*, p. 419.)

以上、五片の史料の中で、前記の William Hamilton (Hamelton) の名は、五片のすべてから検出され、(D)と(G)とは、それぞれ、'Sir' の称号とともに検出される。カティノウが言及しているのは、(D)の方である。Hamilton は、ミークの首席司祭(dean)であったことから、聖職者であったことがたしかめられる。<sup>(35)</sup> Sir John de Kirkeby (Kyrkeby) は、(D)・(F)・(G)・(H)からそれぞれ検出され、しかも彼は、一二八六年にエリの司教になっていることから、<sup>(36)</sup> 聖職者であることがわかる。Sir Robert de Ludham, Sir Robert de Scardeburg および Sir Hugh de Gernemuta の名は、(D)から検出できる。この三名は、Kirk(e)y や Hamilton とともに 'clerks' となっている。また(D)からは、'Master' の称号をもった二名の 'clerks' の名が知られる。これら七名の 'clerks' は、'knights' と対比されていることから、おそらく聖職者であろう。というよりも、(D)の七名の 'clerks' 中、Kirkeby と Hamilton とだけが聖職者で、他の五名が俗人であるという可能性は、皆無といえるであろう。また(G)と(H)との Cakthorp (Cakthorp) も、同じ理由から聖職者であろう。Sir Walter de Merton の名は、(H)から検出される。彼も聖職者であり、一二七四年にロチェスタの司教になっている。<sup>(37)</sup> (H)にみられる Sir Robert de Kylwardby (Kilwardby) は、ここに明示されているように、カンタベリの大司教である。これら五片の史料は、いずれも勅許状の副署の部分である。これら五片からだけでも、Hamilton をふくめて、'Sir' の称号をもつ七名の聖職者が検出された。

(35) CUTTINO, *op. cit.*, loc. cit.

(36) *Handbk. of Brit. Chron.*, p. 223; *Dictionary of National Biography*, XI, 204ff.

(37) *Handbk.*, p. 248; *D. N. B.*, XIII, 297ff.

なお、彼らのうち、Kirkeby が KC であることは、(H)からわかる。Scardeburg もまた、一二八八年の史料から KC であることが知られる。<sup>(38)</sup> Merton についても、彼は KC である、とわねてゐる。<sup>(39)</sup>

(38) *Cal. Pat. Rolls, 1281-1291*, p. 301. “Writ *de intendendo* directed to the converts of the Domus Conversorum, London, in favour of Robert de Scardeburg, king’s clerk, appointed, during pleasure, to the custody thereof, in like manner as John de Sancto Dionisio, archdeacon of Rochester, deceased, held the same.”

(39) TOUT, *Chapters*, I, 313 n. 1; POWICKE, *King Henry III and the Lord Edward*, Oxford, 1947, I, 292. なお、*・ロ・キンクスン*とは、Merton が一二四九年に、Malden 所在の彼の所領に関する、野生鳥獣飼育特許 (free warren) を国王から下賜されたときの書面の中で、‘clericus noster’ と記されている。とらら。D. N. B., XIII, 298.

ところで、タウトの著書を読んでいると、Mr. Nicholas of Ely, Mr. John Chishull, Mr. Henry de Cliff(e), Mr. Robert Askeby の名に出あう。‘Sir’ の称号を吟味したうえで、この‘Mr.’ についても吟味しておくのが適切であろう。まず Mr. Nicholas は、エリの司教座聖堂助祭 (archdeacon) であったことから、聖職者であったことが知られる<sup>(43)</sup>。Mr. John は、ロンドンの聖ポール教会の首席司祭 (dean) であった<sup>(44)</sup>。

(40) TOUT, *Chapters*, I, 296 n. 3; 299.

(41) タウトは、この John が一二六九年に、“the king’s domestic clerk, dean of St. Paul’s, London, the chancellor.” と、また翌年には “the clerk of the household and dean of St. Paul’s, London.” と書かれていることを指摘している。Ibid., p. 313 nn. 1, 2.

Mr. Henry<sup>(42)</sup> は、タムワスの首席司祭であった<sup>(43)</sup>、一二三九年には、ヨークの聖堂参事会員 (canon) になっていた<sup>(44)</sup>。一二三五年に彼は、KC であると明記され、あるマナを手に入れている<sup>(45)</sup>。同年彼は、リンカン司教区内のある教会に席をえており、翌年には、別な教会の主任司祭である、と記されている<sup>(46)</sup>。さらに彼は、一二三一年には、ソールズベリーの聖堂参事会員であり、KC である、と記されている<sup>(48)</sup>。

(42) タウトは、Mr. Henry de Cliffe (*Chapters*, II, 302 n. 1) とし、あるいは Mr. Henry of Cliff (*Ibid.*, pp. 308f.) とも書いている。

(43) *Cal. Cl. R., 1313-1318*, p. 471.

- (44) *D. N. B.*, IV, 511.
- (45) "Licence for John de Pabenharn to enfeof Master Henry de Clyf, king's clerk, of the manor of Wilden, .....By fine of 10 marks." (*Cal. Pat. R.*, 1324-1327, p. 86.)
- (46) "Presentation of Master Henry de Clif to the Church of Kyngsthorp in the diocese of Lincoln." (*Ibid.*, p. 152.)
- (47) "Protection with clause *volumus* for two years for Master Henry de Clif, parson of the church of Mold, constantly attendant upon the king's service." (*Ibid.*, p. 264.)
- (48) "Confirmation of a demise by Brian de Pampesworth, parson of the church of Hoghton, co. Northampton, to Master Henry de Clif, canon of Salisbury, king's clerk, of the custody of the lands in Selton, co. Dorset; ....." (*Cal. Pat. R.*, 1330-1334, p. 103.) なお、彼をKの明記した例としては、ほかにも *Ibid.*, p. 175.

そして、この Mr. Henry と、もう一人の Mr. Robert とは、次の二片の史料に注目したら、

- (1) "*Memorandum*, that the king sent letters under his privy seal .....: 'Edward, etc., to our clerks William de Ayremynn, Robert de Bardelby, Robert de Askeby, and Master Henry de Clif.'" (*Cal. Cl. R.*, 1313-1318, p. 592.)
- (2) "*Memorandum* ..... the king sent his letters of privy seal .....: 'Edward, etc., to his clerks William Ayremynne, Robert de Bardelby, Master Henry de Clif, and Robert de Askebi.'" (*Ibid.*, p. 619.)

この(1)の史料の 'his clerks' という表現は、文脈からして、国王エドワード一世の 'clerks' という意味であるから、ここに列挙されている四名は、いずれもKであることがわかる。(1)の史料の 'our clerks' もやはり、Kの意味に理解してよい、と推測される。二片の史料は、いずれも国王書簡の発信の覚書 (memorandum) である。筆者は、この二通の覚書が、別の書記の手になったものと推定している。趣旨の点で同一と推測されるのが、(1)では 'the king sent letters under his privy seal' と書かれ、(2)では、'the king sent his letters of privy seal' と書かれて

いる。また(1)の William de Ayremynn と(1)の William Ayremynne と、さらに(1)の Robert de Askeby と(1)の Robert de Askebi というように、人名の表記法が一致しない。そして(1)の覚え書を書いた書記が、国王書簡の原文通り、一人称を用いたのに対して、もう一人の書記は、間接語法にかえて三人称を用いたのではないか。‘our clerks,’ と ‘his clerks,’ とは、内容の相違を示すものではなくて、二人の書記の文章作法の相違を示すものであろう。

(49) タウトは、Mr. Robert Askeby (*Chapters*, III, 98) とも、あるいは Mr. Robert of Askeby (*Ibid.*, p. 114 n. 1) とも書いている。

(1)と(1)と、この二片の史料に列挙されている四名のうち、Henry de Cliff がKCであり、聖職者であることは、すでに検証された。William de Ayremynne と Robert de Bardelby とが、ともにKCであり、しかもいずれも聖職者であることも、たしかめることができる。そして四人目の Robert de Askeby がKCであることは、別な史料からも検証できる。<sup>(50)</sup> 筆者は、Askeby について、彼が聖職者である、という確証をつかんではいない。しかし四名の全員がKCであり、しかも四名中三名が聖職者であることからして、Askeby だけが俗人である可能性は少ないとおわれる。

(50) Ayremynne, Bardelby および Askeby の三名がKCであることは、次の史料からわかる。‘To the king's clerks William de Ayremynne, Robert de Bardelby and Robert de Askeby. Mandate to come to the king with the great seal,……’ (*Cal. Chancery W.*, p. 448.) Ayremynne については、ほかに *Ibid.*, p. 469; *Cal. Pat. R.*, 1324-1327, p. 135. Bardelby については、ほかに *Cal. Chancery W.*, pp. 194, 260, 433, 469, 584. (なお最後の p. 584 では、Robert de Bardelba となっている。) Askeby については、*Ibid.*, pp. 433, 584, さらに Ayremynne と Bardelby とが聖職者であることは、この二人がそれぞれに聖職者をもつたことから知られる。cf. HOWELL, *op. cit.*, pp. 174 n. 4, 196 n. 6; pp. 173 n. 4, 177f. n. 2. cf. also *D. N. B.*, I, 762, 1095.

ようするに、タウトが ‘Mr.’ の称号を冠した四名のうち、Nicholas of Ely, John Chishull および Henry de

Cliff の三名は、明らかに聖職者であったし、Robert de Askeby に関しても聖職者であるとの推定がなされた。当  
 面の問題からすると、三名について聖職者であることがたしかめられたのであるから、‘Mr.’ の称号は、聖職者にも  
 用いられることが証明された、といえよう。

その上、‘Mr.’ は、もともと ‘Master’ の省略形であって、これが ‘Mister’ と読まれるのは、十六世紀以降のこ  
 とである、ともいわれる。<sup>(51)</sup> とすれば、タウトがこれら四名について、‘Mr.’ と書いたのは、‘Mister’ ではなくて、  
 ‘Master’ のつもりであった、と考えるべきであろう。そして事実、Henry de Cliff は、(I) および (J) の史料の中で、  
 ‘Master’ の称号を帯びていた。<sup>(52)</sup> ‘Master’ の称号を帯びた聖職者は、かなりの数にのぼる。前節で筆者は、テュー  
 ダ朝治下の KC 二名の名をあげた。この全員が聖職者であるか否かについては、断言を留保するとしても、二二名  
 中九名が ‘Master’ の称号を帯びている。また前節では、magister Osbernus の名があげられている。そのほかにも  
 タウトは ‘William of Kilkenny’ といい、ある史料が ‘magister Willelmus de Kilkenny, cancellarius noster’ と  
 書いていることを紹介している。<sup>(53)</sup> この ‘magister’ は、いまでもなく ‘Master’ の原形である。<sup>(54)</sup>

(51) *Oxford English Dictionary*, VI, 733.

(52) ほかに、前記の注 (45)・(46)・(47) および (48) をも参照。

(53) 原文は、‘…… cum sigillis venerabilis patris W. DEI gratiā Norwicensis episcopi, J. Mansell, P. Chaceport thesaurarii  
 nostri, magistri Willelmi de Kilkenn cancellarii nostri, ……’ (RYMER, *Foedera*, vol. I, part I, p. 288.)

(54) 前節の注 (21) にあげた一九名の KC 中、六名がやはり ‘magister’ の称号を帯びている。

KC がすべて聖職者であったか否か、ということを含味するにあたって、さらにいくつかのまぎらわしい事例が検  
 討されなくてはならない。

やはりタウトの著書を読んでいると、ある二名の人物に関する記述のところで、一つの疑問につきあたる。タウト

によれば、一三〇九年の七月八日に Alexander of Compton が、そして同十四日に J. de la Hay が、ある土地ならびに財産の管理を委ねられているが、この二人は、いずれも 'king's yeoman' である<sup>(55)</sup>。'yeoman' とは、いふまでもなく 'young man' (yengman, yung man) がその原義で、これは 'valetus' の訳語である。'valetus' とは、順次 'esquire'、へ、そして 'knight'、へとすすんでゆくもので、このコースは、もともと俗人がたどるコースである。ところでこの二人は、一三一一年十一月にも、やはりそろって同じような任務についている、という。ここまでのところには、とりたてて問題はない。ところがこのたびは、タウトによれば、二人とも KC であることになっている<sup>(57)</sup>。

(55) TOUT, *Chapters*, II, 318.

(56) *Ibid.*, p. 319.

(57) *Ibid.*, p. 321 n. 2.

このことは、どのように理解すべきであろうか。'king's yeoman' であるとされている二名と、KC とされている二名とは別人であろうか。筆者には、その可能性は、きわめて低いようにおもわれる。時間のへだたりは、わずか二年数か月である。役むきは同じである。一人ならまだしも、二人とも同名の別人にかわっている、ということは、きわめて考えにくい。

次の可能性は、この間に、二人がそろって聖界に身を投じ、しかも引きつづいて、そろって同じ役むきについている、ということである。この点については、今のところ筆者には証明の手段がない。

さらに別の可能性としては、聖職者の 'yeoman' とか俗人の KC とかが存在した、ということが考えられる。本節の課題からすると、この点は、きわめて重要な問題であるが、それもこの二人の例だけから簡単に結論を引きだすことはできない。

そこで残る可能性としては、次のようにも考えられる。それは、*'king's yeoman'* か KC か、いずれか一方について、史料にあやまりがあったか、タウトが誤記したか、ということである。そのつもりでタウトの文脈を検討すると、*'king's yeoman'* という方が信頼度が高く、KCの方に難がある。というのは、一三〇九年の方では、タウトはこれら二名にちなんで、わざわざ *'yeoman'* というものに関して、たち入った解説を加えているからである。タウトは、この二人が *'yeoman'* であることについては、おそらく確証をもっていた、とおもわれる。これにひきかえ、一三二一年の方では、タウトは、この二人が KC であることに關して、脚注の中でひとことふれているにすぎない。タウトの著書は、しかもどちらかというと、校正がゆきとどいている、とはいえない。本稿ではさしあたり、一三二一年のばあいについて、史料かタウトかのあやまり、あるいはとりわけタウトの校正の下落ちと推定しておく。

なお、俗人が聖職者にかわる、ということは、なんびとも生まれながらにして聖職者でありえない以上、すべての聖職者についていえることである。

ポワトゥ生まれの Peter des Roches のときは、騎士に敘任されてから聖界に転身したものと推定されている。彼は、リチャード一世のもとで騎士として従軍し、一一九九年以前に聖職者になった、と考えられる。そして彼は、ジョンの治世のはじめころに、宮廷財務室において、金銭の収納事務に従事していたらしい。<sup>(58)</sup> 本稿の最初にあげた史料(A)の Ricardus Britoni も、財務室で収納事務に従事していた。Peter が Ricardus と同じように KC であったか否か、筆者はまだ確証をつかんでいない。しかし彼が KC であったとの推定を可能にする状況証拠のようなものは、皆無ではない。<sup>(59)</sup> Peter は、一二〇五年以降、ウィンチェスタ司教に就任し、ジョンの治世の一二一四年には、王国大司法官 (chief justiciar) となっている。<sup>(60)</sup> 彼はさらに、ヘンリ三世の治世に入ってから、顯臣の地位を保持している。「けれども——とタウトはいう——彼の兵法に関する知識は、ウィンチェスタ司教となつてからかなりのちにも、

ひろく認められている。たとえば Wendover (年代記作者——筆者) の『兵法に精通した司教』(episcopus in opere maritio eruditus) という評言がそのことを示している。<sup>(61)</sup> また、W・E・ローズは、Peter を「在俗司教」(secular bishop) の典型と評し、彼の活動が戦士・技術将校・教会造営者・財務官・政治家・外交官と多方面にわたり、「彼の生涯は、剣のふれあうひびきのうちにはば終始した」と書いている。<sup>(62)</sup> Peter がKCであるという確証は、なるほどここにはあげられない。しかし Peter の生涯は、「在俗司教」の一面をうかがわせるものとして、興味深い。

(38) TOUT, *Chapters*, I, 160f.

(39) cf. W. E. RHODES, ‘Peter des Roches’ in *D. N. B.* XV, 938. “.....on 30 July of the same year (1199) (Peter) received from King John, as prior of Loches, all the king’s rights in the gifts of the prebends of that church. He continued in John’s service as a clerk, accompanying him in his journey abroad.” このローズの記述が信頼に足るものであるとすれば、Peter は一一九九年に、たしかに聖職者(prior of Loches)になっている。そして国王ジョンから直接の下賜(prebends)を受けている。本節のはじめにかかげたカティノウの定義に照らしてみると、Peter は、KCの条件をみたしている、といわなくてはならない。また Peter は、「一一〇五年二月五日に、ウインチェスタ司教にえらばれるまで、ジョンのもとで、おそらく‘chamber clerk’であった。」TOUT, *op. cit.*, loc. cit.; M. GIBBS & J. LANG, *Bishops and Reform, 1215-1272*, Oxford, 1932, p. 186.) ‘chamber clerk’である、ということが、ただちにKCである、ということの意味するものではないかも知れない。しかしこのこと、今後の検討の一手のかりになる。

(39) *Handbk.*, p. 70; GIBBS & LANG, *op. cit.*, loc. cit.

(19) TOUT, *op. cit.*, p. 160 n. 2.

(20) RHODES, *op. cit.*, p. 942.

John Mansel がKCであることは、パウイクによって再三にわたって示唆され、ハウェルによって典拠が紹介されている。<sup>(63)</sup> John もまたヘンリ三世の治世における顯臣の一人である。しかしC・L・キングズファードは、John について「彼の時代の慣行からして聖職者(eclesiastic)ではあったが、彼はおそらく、教会にいるよりも、国王評議

会の部屋 (council chamber) や、あるいは戦場にいる方がくつろげたであらう」と評している<sup>(64)</sup>。またパウイクは、この John を「Peter des Roches の若いころと同じように、‘soldier-clerk’であった」という<sup>(65)</sup>。ここに、聖職者の身分にありながら、政治家であり、戦士であり、「世の中に彼以上に富裕な聖職者はいなかった<sup>(66)</sup>」といわれた一人の KC の姿がある。

(63) POWICKE, *King Henry III*, pp. 232f., 420. ditto, *Thirteenth Century*, pp. 113 n. 1, 116, 178, 339; HOWELL, *op. cit.*, p. 174. "Mandate to Archbishop of York, and W. bishop of Carlisle, to provide for the king's clerks Robert Passelewe and Peter Chaceporc in some prebend in the church of St. Paul, London, and for John le Maunsell, king's clerk, in the church of Wells, as soon as opportunity occurs." (*Cal. Pat. R., 1232-1247*, p. 354.)

(64) KINGSFORD, 'Mansel or Maunsell, John', in *D. N. B.*, XII, 969ff.

(65) POWICKE, *King Henry III*, p. 294 n. 2.

(66) KINGSFORD, *op. cit.*, loc. cit.

なお、上述の Peter des Roches の二代あとの大司法官は、Stephen Segrave というレスタシアの騎士である<sup>(67)</sup>。この Stephen は、聖職者になってから還俗して騎士になった人物である。彼が聖職者であったころ、KCであったか否か、という点については、筆者は確証をもっていない。*D. N. B.* には、Segrave or Sedgrave, Stephen de (d. 1241) と Segrave, Stephen de (d. 1333) と、同名異人がそれぞれ一項目になっている。後者については、KCであることが立証可能である<sup>(68)</sup>が、前者については、筆者はその証拠をつかんでいない。大司法官は、前者である。この人物について注目される点は、彼が聖界から俗界に転じ、最後にまた聖界に復帰してその一生をおわっていることである。B・ウィルキンソンによれば、Stephen が騎士であるというのは、名目上のことにすぎなかった、という<sup>(69)</sup>。またタウトは、Wendover の記録を引用して、Stephen が「聖職者の身分からはなれて騎士身分ぐとのがれ、今はまた逆に聖職者の役職へと復帰した」(*prius a clericatu ad militiam confugit, nunc e contrario ad clericatus officium reversus*)<sup>(70)</sup>

りしをのぐとらる。Stephen は、一二四一年に、スコットの St. Mary des Pres 修道院に入り、同年のうちに、<sup>(65)</sup>じし生をなわつとらる。

(65) POWICKE, *op. cit.*, p. 79 n. 3; *Handbk.*, p. 70.

(66) “Mandate to make letters to the pope continuing the king’s former request that he will remove the bishop of Glasgow out of Scotland and make the king’s clerk Master Stephen de Segrave bishop for the peace and tranquility of the Christians of Scotland, and recommending the virtues and conditions of Stephen; and to deliver the letters to the bearer.” (*Cal. Chanc. W.*, p. 359.)

(68) B. WILKINSON, *The Constitutional History of England, 1216-1399*, vol. 1, London, 1948, p. 110.

(70) TOUT, *Chapters*, I, 219 n. 2.

(71) POWICKE, *op. cit.*, p. 297 n. 2

John of Gaddesden のばあいは、彼がKCであったこと<sup>(67)</sup>、そしてのちに還俗して結婚したことがたしかめられる。すなわち John は、聖職者の身分と、聖職者としてもっていた禄とを放棄して、Bruce 家の女と結婚し、一二四四年のクリスマスに、ヘンリ三世の宮廷で騎士に叙任されている<sup>(68)</sup>。

(72) TOUT, *op. cit.*, p. 253.

(73) *Ibid.*, p. 254.

さらに John of Shoreditch もKCで、浄書係 (chirographer of the common bench) の職にあった<sup>(74)</sup>。しかし彼は、のちに聖職者の身分を放棄し、エドワード三世の命令によって、騎士身分に列せられている。しかし彼は、ひきつづき浄書係の職にとどまることを認められている<sup>(75)</sup>。この事例について、タウトは「俗人のKC」(civilian king’s clerk) と特記している<sup>(76)</sup>。

(74) “Grant for life to Master John de Shordich, king’s clerk, for service to the late king and the king, and in recompence

of 50 l. lately granted to him for his stay with the king, of the office of the chirography in the King's Bench;....." (*Cal. Pat. R.*, 1330-1334, p. 36.)

(75) TOUT, *Chapters*, III, 35 n. 3.

(76) *Ibid.*, loc. cit.

K Cとは、「俗人の」とでも限定しないかぎり聖職者である、ということであろうか。少なくともタウトは、そのように考えているようである。

以上、本節では、K Cが排他的に聖職者であったか否か、という点について、いくつかのまぎらわしい事例にそくして検討してきた。

これまでわかったかぎり、まず‘Sir’の称号については、この称号そのものは、聖職者にも用いられることが明らかにになった。いいかえると、‘Sir’の称号をもったK Cが、その称号だけから俗人と判断されてはならない、というのである。

‘Mr.’の称号についても、これは‘Master’の省略形であって、しかもこの称号が俗人の専有でないことが判明した。

‘king's yeoman’かK Cか、疑問ののこる二人については、結論が留保されたものの、タウトが誤記した可能性も考慮された。

さらに聖界と俗界との区別に関しては、たてまえの上での区別がどうであれ、事実上、聖界から俗界へ、あるいは俗界から聖界へ、移動があったことを知った。またこのことに関連して、「在俗」の聖職者の一面にもふれられた。

これら一連の検討から、何かしら結論のようなことを語るとすれば、それはどのようなことになるのか。

K Cの中には、聖職者であることの立証が可能な人物が、たしかにおびただしく多い。それゆえ本稿では、もっぱ

ら、まぎらわしい事例だけに限定して、検討がなされた。そしてその結果、あらためて聖職者と判定されるものが出た。反面、明らかに還俗していながら、KCであった時代と同じ役職についていた人物として John of Shoreditch の事例にもふれられた。ほかに ‘king’s yeoman’ の二人のように、結論が留保される事例もあった。したがって、これまでのところでは、かなりの確率をもって、KCは聖職者である、ということが出来る。

しかし他方、ここで筆者が「まぎらわしい事例」とよんだものについても、その「まぎらわしさ」ということに関して吟味しておく必要がある。これらの事例が「まぎらわしい」といわれるのは、彼らについて複数の情報があり、その情報の間に、何かしらくいちがいがみとめられるからである。その意味では、これらの事例は、複数の情報があるだけでも、まだしも「まぎらわしくない」というべきかも知れない。KCの中には、単数の、しかも断片的な情報しかえられないものも少なくない。そのばあい、その単数の情報が、聖職禄への推挙状であったりすれば、そこからそのKCが聖職者である、との判定がつく。ところが、本稿のはじめの Ricardus Britoni の例にしても、(A)の史料は、彼が宮廷財務室の収納担当官であったことしか教えてくれない。彼が聖職者であった、と推定される根拠は、実のところ、史料(A)が彼のことを ‘clericus regis’ と書いていることのほかにはない。「まぎらわしい」といえば、この Ricardus 自身が「まぎらわしい」ことになろう。(末尾の「追記——その二」参照。)

KCのうちで、聖職禄への就任が確認されるKCは、実のところ、比較的上層のKCであろう。単数の断片的な情報しかえられないKCは、まさに、‘clerk’であるから聖職者である、と推定するほかはない。しかしこの推定は、‘clerk’とはすべて聖職者である、ということの大前提としている。小前提は、何某がKCである、ということで、そこから結論として何某は聖職者である、と推定しているのである。それゆえ、もしこの大前提が何かしら疑問視されるときは、推定そのものに疑問がのこる、といわなくてはならない。

Oxford English Dictionary によれば、教会改革をさかいに、俗人の ‘clerk’ が出現することになっている。<sup>(7)</sup>し

かし改革以前に俗人の 'clerk' がいなかったか否か、という疑問には、この辞典も厳密にはこたえてくれていない。  
(77) O. E. D., II, 492f.

本節のはじめで、筆者は、KCに関するカティノウの定義を紹介した。この定義をあえて二点に要約すれば、その第一点は、KCとは、国王の行政に関与した人材の中でも、聖職者である点で、俗人の行政官僚とは区別される、ということであった。

カティノウのKC研究は、エドワード一世とエドワード二世との二代をしか対象としていない。タウトの *Chapters* も、リチャード二世までにしかおよんでいない。KCに関するタウトやカティノウの理解は、彼らがあつた時代に関しては、大筋において正しい、といえるかも知れない。しかしKC研究を、KCの消滅まで、あるいは少なくとも十六世紀、すなわち改革の世紀まで延長しようというときは、われわれは彼らとは別な配慮をもってこの問題にぞまなくてはならないであらう。

本稿の序節でもふれたように、城戸毅氏は、「中世末期イギリスにおける中央行政機関への俗人の進出について」という論文を発表しておられる。この論文の標題が示すように、「中世末期」は、中央行政の分野に「俗人の進出」がみられる時代である。とすれば、'clerk' ということから、無条件に聖職者を考えることが、しだいに困難になってくる、と予想しておく方が無難ではないか。

城戸氏の論文の末尾には、「財務府職員名簿」が「付表」としてかかげられている。この名簿を通観して、われわれは、次の事実に気づく。すなわちそこには、Clerk of the Pleas (財務府裁判所書記官)、Clerk of the Pipe (財務府大記録局長)、Clerk of the Foreign Estrats (偶発収入騰本書記官)、Treasurer's Clerks (長官付書記官)、Chamberlain's Clerks (管理官付書記官) など、官職名としての 'clerk' が存在することである。城戸氏はまた、名簿の全体について、それぞれの人名のあとに、「clerk」とあるものは聖職者であることが、確認された人物であ

る。「esquire」, 「knight」等々とあるものは、俗人であつて、かかる称号を有することが確認できた人物である」とされている。「その他で俗人と思われる人物は\*印を以て」示されており、いずれとも表示のない人物も散見される。城戸氏のこの周到な配慮によって、われわれは、官職名としての「clerk」のところが、かならずしもすべて聖職者によつてみだされていないことを知るのである。すなわち、「esquire」であることが確認されている「clerk」とか、俗人とおもわれるところから\*印が付された「clerk」とか、いずれとも表示がない、あるいは表示できない「clerk」とかが存在するのである。

(78) 城戸、前掲論文、三〇頁以下。( ) 内の訳語は城戸氏のもの。

城戸氏の「付表」の下限は、一四一三年となっている。この時期までに、「clerk」ということは、聖職者という身分を表示することとしても、またたとえば「書記官」という官職を表示することとしても用いられているのである。そして、すべての書記官 (clerk) は、もはや聖職者 (clerk) ではないのである。

以下の史料は、いずれも、ヘンリ七世の治世後半の *Calendar of Patent Rolls, 1494-1509* から与られたものである。

- (K) “Appointment of William Hatcliff, esquire, clerk of the accounts of the household, as receiver and commissioner of all fines imposed under the above commission of 10 March.” (p. 202)
- (L) “Grant during pleasure to the king’s servant Robert Lloid, yeoman of the Crown, of the office of clerk of the king’s works in Denbigh castle and the park there, in North Wales……” (p. 385).
- (M) “Pardon and release to Thomas White of Aldenam, co. Salop, ‘yoman’, late one of the clerks of the custom (*custumag*) of the town of Bristol,……” (p. 532).
- (N) “General Pardon to Ralph Birkheved of Frodesham, co. Chester, *alias* of Faryngton, co. Chester, 22

‘gentleman,’ late clerk of the crown in North Wales.” (p. 583).

(K) の William Hatcliff は、身分としては ‘esquire’ で、官職の上では ‘clerk of the accounts of the household’ である。(L) の Robert Lloid は、身分としては ‘yeoman of the Crown’ で、役目の上では ‘clerk of the king’s works in ……’ となっている。(M) の Thomas White は、身分としては ‘yoman’ (sic) であり、‘clerks of the custom of the town of Bristol’ の一人であった。そして (N) の Ralph Birkheved は、‘gentleman’ (sic) であり、‘clerk of the crown in North Wales’ であった。

これらのうち、日付の上では (N) の史料がもっとも新しい。それは、一五〇八年七月三十一日となっている。ようするに、教会改革を待たなくても、俗人の ‘clerk’ は、たしかに存在したのである。ちなみに *Calendar of Patent Rolls* のこの巻は、前節で列挙しただけでも、二二名の KC について伝えている。この二二名が、はたしてすべて聖職者であろうか。筆者はまだ、この点の検証をおわっていない。本稿では、この点にも残された問題の一つがあることを指摘しておくにとどめたい。

## おわりに

以上、本稿では、KC 研究の第一着手として、二つの試論がのべられた。それらは、いずれも、現段階での中間報告とでもよぶべきもので、将来の補完を必要とするものであった。どのような点について補完を必要とするか、ということは、それぞれの試論の中で一つひとつのべられているので、ここではくりかえさない。

筆者自身の KC 研究にとって今後の課題は、まず一方では、この試論を補完することにある。そして他方では、前節のはじめにあげたカティノウの定義の第二点に関する吟味がさしあたりの課題となる。この第二点とは、国王による KC の「給養」にかかわる問題である。その後につづく課題としては、KC の役割をあとづけることになる。

KC 研究が、中世国制史全般の研究にとってどのような意義をもつか。このことについては、本稿の序節の中で、筆者なりの考えがのべられた。

——一九七二年七月二日稿

《追記》 本稿は、昭和四六年度分をもふくめて、筆者がこれまで交付をうけた一連の「文部省科学研究費補助金」による研究成果の一部である。

《追記——その二》 本稿の脱稿以後、初校までに、筆者は、次の史料に接する機会をもった。“Episcopatus Lincoliae: Ricardus Brito Archidiaconus de Covintre, & Magister Gregorius, Adam Clericus suus pro eo, reddunt computum de Veteri firma Episcopatus Lincoliae,” (Th. MADOX, *The History and Antiquities of the Exchequer of the Kings of England*, 2nd ed., I, 399 n.) の史料の Ricardus Brito が、前述の Ricardus Britoni と同一人であるとすれば、彼もまた聖職者であったことになる。